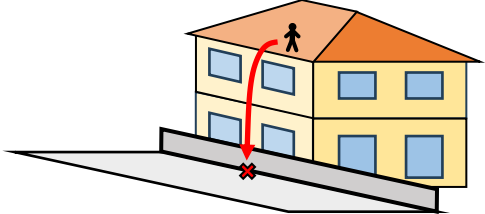


死亡災害事例

長野労働局

災害発生日	令和6年12月
事業の種類	建設業
災害の概要 (注1)	<p>一般木造住宅屋根塗装工事において、二階屋根の下塗り作業をしていたところ、約6.8メートル下の隣家敷地に墜落した。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 原則として、高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所で行う場合は、囲い、手すり、覆い等を設ける等の墜落防止措置を講じた作業床とすること。 ◎ 囲い等を設けることが著しく困難なときは、あらかじめ、親綱を設置した上で、墜落制止用器具を使用させる等の墜落防止措置を講じること。 ◎ 墜落による危害を防止するための保護帽を着用させるとともに、作業中の保護帽の使用状況を監視すること。 ◎ 高所での作業に付随してその作業場所に行く場合等であって墜落の危険がある場合には、短時間の作業であってもあらかじめ安全に昇降できる設備を設置すること。 ◎ 高所での塗装作業等について、関係労働者に対し、危険性又は有害性及び作業手順等当該作業に関する必要な事項の教育の実施を徹底すること。

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。